

令和 4 年 2 月 4 日 開催

第 2 0 回 高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） それでは、定刻前ではございますが、出席を予定されている委員さん、全員おそろいでございますので、第20回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長、よろしくお祈いします。

○会長（今井 隆） 委員の皆様、こんにちは。今、局長のほうからお話ございました事前協議が中止ということで、皆さんにお話しするまでもなく、コロナの感染が拡大しておりまして、いろいろなことに影響しているわけですけれども、今日は20回の総会ということで、このような状況の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

昨日が節分でしたね、今日は立春ということで。節分も、本当に鬼は外ではなくて、コロナを追い出すような豆まきをするような、本当に今社会情勢になっております。いつ収束するのだからちょっと分からないので、今後の予定にもちょっといろいろ影響が出るとは思いますけれども、よろしくお祈い申し上げます。

また、今日は立春ということでございまして、春といっても、まだ1か月ぐらい、暦の上では立春ですけれども、1か月ぐらいたてば春めいてくるのかななんて、そんなふうに思っておるわけでございます。

農業関係の話題になりますが、テレビでちょっと見たのですけれども、何だかネギの価格が下落しているとの情報でしたが、ネギを作っている方は、本当にあれですか、今ネギの価格が下がっているのですか。作っている方はいないのか。

○23番新井委員 作っていないけれども、下がっている感じですね。

○会長 女性委員さん、お店行ってどうですか。

○1番清水委員 下がっています。

○会長 下がっているの。

○2番浦恩城委員 今まで2本だったのが3本入りになっている。

○会長 そう、そう。3本で、何だかな、100円するかしないぐらいだっているの言っているの。

ちょっと生産が増えた。以前、私は、皆さんにお話ししたことがあるのだけれども、米の過剰米が多く増えるので、何か対策してください。いろいろ国のほうでも、そんな方針を示しているのですけれども。前、福岡のほうで何百ヘクタール、200ヘクタールかな、今度は米を作らずにネギを作付するということで、昨年そんなことが新聞で報道されたのです。それで200ヘクタールも、またネギを作るとやっぱりちょっと、生産過剰になるのかななんて。それは、よく新規就農者も、何、作付しますかという、ナスとネギが多いのです。そういうことで、そういうネギの作付面積が増える

と、やっぱり1つ集中してしまうと、そういう生産過剰になる。また、米と同じになってしまうのかなんて、ネギを栽培している人には本当に耳の痛い話なのですけれども。1つのものにまた集中してしまうと、そのようなことでそういう状況が起きるということでなかなか難しい。この農業経営も、皆さんの経営も何を作ったらいいのだって、そんなふうに頭を悩ませる、そんな農業状況だと、そんなふうに思っているわけでございます。今後どうなるか分かりませんが、皆さんの努力が報われる、そのぐらいの農業状況になればいいなと思っているわけでございます。

そんなことで、話がまとまりませんが挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。よろしくお願ひします。

○会長 それでは、ただいまから第20回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日の欠席者、議席番号4番、青木好記委員及び15番の永井保伸委員の両名、2名欠席との報告がございました。ということで、今日は全員25名のところ23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました。次に、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

まず初めに、皆様にお伺ひいたします。議事録署名委員を指名してよいか伺ひます。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号12番、井田裕委員及び13番、大河原藤雄委員の両名を指名いたします。また、書記は、事務局の清水主任主事を任命いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議案のほうへ入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容は、農地法第3条許可、契約内容は賃貸借でございまして、令和3年11月5日許可、高農委指令第109号でございました。取消の理由につきましては、契約内容を賃貸借から売買に変更するためとのことでございます。なお、こちらの案件につきましては、許可取消し後の3条許可申請が提出されておまして、議案書9ページ、議案第3号ナンバー6が関連案件でございまして。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は使用貸借、転用の目的は一般住宅でございまして、令和3年8月23日許可、高農委指令第1359号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、契約内容を使用貸借から売買に変更するためとのこととございます。なお、こちらの案件につきましては、取消し後の5条許可申請、議案書28ページ、議案第5号41番が提出されております。

以上、農地法関係許可取消願は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 取消しの説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑等をお受けいたします。

これといって異議がなければ承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございまして、平成元年2月20日許可、群馬県指令西農第3126号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書22ページ、議案第5号ナンバー14が提出されております。

2番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、昭和63年5月19日許可、群馬県指令西農第502号でございました。変更の理由につきましては、当初計画者の死亡により建築計画がなくなったためとのこととございます。変更後の計画につきましては、転用目的は露天駐車場でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の4条許可申請、議案書16ページ、議案第4号ナンバー3が提出されております。

3番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、作業場、倉庫用地でございまして、昭和59年4月18日許可、群馬県指令西農第97号でございました。変更の理由につきましては、孫夫婦の住宅を建築するためとのこととございます。変更後の計画につきましては、契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておまして、議案書31ページ、議案第5号ナンバー46が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 3件の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等をお受けいたします。

これも、皆さんから異議がなければ承認してよいかお伺いしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー3については、新規就農案件となっております。また、ナンバー1からナンバー3については関連する案件ですね、これも。そういうことで一括して審議を進めていきますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局、ナンバー1からナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

ナンバー1からナンバー3につきましては、譲受人が同一のため一括してご説明させていただきます。

1番 契約内容は売買、農業経営を始めるに当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は賃貸借、農業経営を始めるに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約の内容は賃貸借、農業経営を始めるに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、振興担当から説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、事前にお配りさせていただきました高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧いただきたいと思います。リストのナンバー1でございます。既に営農自体は開始しているところでございますが、このたび正式に手続をして開始したいという申請でございます。営農類型は、梅及びキノコ、宮沢町にて農地約52アールを借り受け、そして約13アール購入し、就農する予定でございます。営農規模は、合計約65アールとなります。

申請人につきましては、令和3年12月15日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは飯野利貞農業委員、そして、清水茂樹推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に

質疑応答等を行い、継続的に営農が行えるかなどを確認を行いました。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。

1の就農の動機でございますが、申請人は既に梅やキノコに関して技術習得も兼ねて試験的に栽培をしておりましたが、このたび営農計画を練り上げ、特に梅については生産物もよいもののできたため、事業として継続していると判断し、正式に就農を決意したとのことでございます。

2の将来の農業経営の構想でございますが、今後、規模拡大を前提として労働力も確保しながら、梅に関しては少ない農薬散布回数により特別栽培農産物の指定を受け、付加価値をつけて販売をしていきたいとのことでございます。また、キノコ生産につきましては、栽培に関しては順調でございましたが、収穫後のセシウム検査で基準値を超えてしまったため、今後は検査済みのほだ木を仕入れるなどして対策をし、事業として行っていきたいとのことでございます。

3の職歴及び農業経験でございますが、梅生産については平成29年2月より、まずは安中市で梅生産農家から指導を受けながら生産を開始いたしました。その後、一昨年より高崎市の今回の申請地で梅の生産を始め、剪定等技術を磨いておりました。また、キノコ生産につきましては、キノコの専業農家より指導を受けながら栽培している状況であり、さらに群馬県西部農業事務所や林業試験場からも継続的に技術指導を受けられる予定となっております。

そうしましたら、1枚目おめくりいただきまして2ページに行きます。

こちらが詳細な営農計画書となります。初年度は、約65アールの農地を経営規模とし、梅を40アール、そこから5年後に向けて150アールまで規模拡大する計画となっております。また、キノコ事業につきましては、今回の申請地の一部にビニールハウスを設置し、室内で作業をするスペースを確保し、さらに植菌作業等、ほだ木を置くスペースも申請地内に含まれます。

また、営農計画書の中段辺りなのですけれども、山林68アールと記載されておりますが、こちらは今回の3条申請地ではなく、農地外、山林となります。こちら今回申請地の隣となっております。キノコの事業はこちらの山林内をほだ場として使用する計画でございます。

次に、農作業に必要な施設についてですが、そうしましたら3ページを御覧ください。こちらに示す農地は買受け予定地でございます。縦5.8メートル、横18メートルのビニールハウスを1棟設置する予定となっております。

続きまして、4ページを御覧ください。

こちらが、今回の申請者が現在所有する機械や備品のリストとなっております。基本的にはこちらで一通りそろっているものと考えられます。

営農計画書等については、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 続きまして、就農相談会に出席された飯野利貞委員から報告をいただきたいと思います。

お願いします。

○22番飯野委員 議席番号22番、飯野です。農地法第3条許可申請審議ナンバー1から3について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は申請者に対し、農林課、榛名支所産業観光課、事務局職員とともに以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 就農の詳しい動機を教えてください。

回答 梅生産については、約5年前に安中市にある1反5畝の梅畑を知り合いから口約束で借り、その方に教えてもらいながら生産を始めたのがきっかけです。収穫後、完熟の梅干しを作り、知り合いに分けたところ高評価を受け、やりがいを感じました。今回申請する高崎市内の農地は、近くで趣味のジネンジョ掘りをしていた際に耕作が行われておらず、年々荒廃していく様子を目の当たりにし、できれば引き継いで営農したいと考えました。その後、登記簿で調べて所有者と直接交渉し、1年ほど前から口約束で営農を開始しました。梅は、プラムや梨と違い、剪定の技術は比較的易しいため参入しやすい作目と考えたことも選択した理由の一つです。

原木キノコ生産については、秋田県に住むキノコ農家と市民の釣りを通じて知り合い、栽培方法を学んだのがきっかけです。その後、継続して指導を受け、試験的に栽培して収穫することができましたが、セシウム検査を実施したところ基準値を超えてしまい、食することができませんでした。現在では技術を磨くとともに、検査済みの原木を購入するなどして生産をできる体制を整えています。

質問2 栽培を予定している梅やキノコの品種は何ですか。

回答 梅生産については、白加賀、南高、梅郷、紅養老という品種を作っており、今後も継続して行います。

原木キノコ生産（ナメコ）については「ジャンボナメコ」という品名のもので原木栽培を予定しています。

質問3 出荷先はどちらを予定していますか。

回答 梅生産については、現在取引している大手スーパーも視野に入れながらJAへの出荷を計画しております。ただし、農薬の使用回数が年4回と少ないため、特別栽培農産物の指定を予定しており、極力、高付加価値をつけて販売したいと考えています。

原木キノコ生産については、JAへの出荷を予定しています。また、飲食店への直接販売も検討しています。

質問4 技術の習得状況を教えてください。

回答 梅生産については、5年前の栽培をきっかけに安中市の先進農家から施肥、剪定、選果等、技術指導を受けました。また、JAの組合員になったため、梅部会の講習会に参加することができ、

今後も継続して技術指導を受けることができます。

原木キノコ生産については、秋田県の先進農家より技術を学びました。コロナ禍でも電話でのやり取りを継続しており、今後も困ったことがあれば相談できる体制です。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられることを報告させていただきます。

○会長 よろしいですか。

○22番飯野委員 はい。

○会長 報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

J Aの出荷という、これはJ Aはぐくみになるのかな。

○22番飯野委員 そうですね。西部営農センターの。

○会長 ちょっとナメコも検査済みの原木を購入するということで。この検査に結構お金がかかるのですよ、1本当たり。

○22番飯野委員 それは言っていましたね。

○会長 何百円か、かかるのです。それを買って、自分で、検査、お金まで払って採算が合うかなとは思っているのですけれども。

○22番飯野委員 検査済みのを、安中に業者さんがいて、そちらのほうから購入する予定だとか、計画しているという話です。

○会長 1本1本検査ではなくて、山で検査しているの。

○22番飯野委員 そうです。

○会長 そういうことね。

○22番飯野委員 ええ。

○会長 1本1本検査ではない。すごく高くなるもの。

○22番飯野委員 ええ、そうではなくて、それだとコストかかりますものね。

○会長 石井委員。

○19番石井委員 19番、石井です。申請人のことなのですが、原木については、私の家の木をいただきたいということで話をさせていただいて、今切っているところです。

○会長 それは、あれだろう。桜の木だろう。

○19番石井委員 桜もそうですけれども、全部。だから、雑木もそうなのだけれども、取りあえず。

○会長 ナメコは、ナラの木は駄目なのだよ。

○19番石井委員 ナメコだけではなくて、普通のキノコを作って、やるということで。

○会長 シイタケもやるって。

- 19番石井委員 全部1町歩あるかな、うちのところは。だから、そこら辺を3年間かけて徐々に切
って、まず桜を幾らか切ってからとかという、そんな形で進んでいます。
- 14番塚越委員 セシウムは大丈夫かな。
- 会長 検査してね。
- 19番石井委員 検査をして済んで、数字も出ています。オーケーが出ました。ええ。今、木切り始
めています。
- 会長 切り始めているの。
- 19番石井委員 以上です。
- 会長 梅も年4回の消毒ということで通常何回ぐらいするのだろうか。4回、農薬散布回数を少な
くしてって言っていた。
- 事務局 そうですね。申請者さんがおっしゃっていたのは、近隣の農家さんも、大体4回ぐらいや
っている方が多いということで、4回であれば、特別農産物のほうの指定が受けられるというこ
とで、要は、ほかの方も申請すればできるのではないかというのをおっしゃっていました。なので、
特別にあえて少なくしているというわけではなくて、周りの皆さんと同じ回数で栽培農産物のほう
の指定を受けられるということで。
- 19番石井委員 申請者さんも一生懸命なので、はぐくみのはるなの梅部にも登録させていただいた
ということで。もう一生懸命です。だから、十文字の梅原を借りたり、売買で買ったり、そして収
穫して、はるなのはぐくみの梅部会に出したいということで一生懸命やっています。それで、まだ
梅もあればという形ですね。やめる方がいたらその土地も引き受けたいということで。私のほうも
協力ができればやってあげたいと思います。もう意欲はありますから。
- 会長 何だってやる気がなければ駄目だからね。
- 19番石井委員 そうですね。やる気があります。一生懸命です。
- 会長 値段はともあれ。
- 19番石井委員 若い人たちを育てたいということで。
- 会長 はい。
- 21番松田委員 21番、松田ですけれども。その一生懸命やるのは分かるのだけれども、従事日数が
かなり少なくて。回転率のいい仕事をしているのかなと思うのですけれども。会社役員だからそう
なのかなと思うのだけれども。その辺、どうなのですか。
- 会長 160日、一番多い人で250日という人がいる。
- 事務局 今回、農業従事者の中には、この4名の名前が入っておりますけれども、それ以外にもパ
ートさん等は雇いながらやっているというふうにはおっしゃっておりました。一応メインとしては、
この4名で行う形です。
- 会長 農家も、土日休みでやっていけるような経営が、今後もやっぱりそのような経営状況に、日

数になれば、本当にいいのですけれども。

ほかに何かありますか。

異議がこれとってなければ、許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することといたします。

続きまして、一括審議に移ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、受託を受けて農作業を行っているが農業経営したく申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 まず初めに、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日「令和7年3月21日」を「令和5年3月21日」に訂正をお願いいたします。こちら先日の事前調査にて収量が許可要件に達していないことから、今回につきましても3年更新ではなく、1年更新で、また来年の営農状況を見て、今後の方針の判断をしたらどうかというご意見をいただきましたので、それを受けて申請人にその旨をお伝えしましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

それでは、説明に入らせていただきます。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという同一世帯の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。令和4年3月22日から令和5年3月21日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書19ページ、ナンバー1が関連案件でございます。

本案件は、営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただければと思います。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯からの申請でございます。

11番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、受託を受けて農作業を行っているが農業経営したく申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。なお、さきの9ページ、5番及び14ページの17番、18番が関連案件でございます。

14番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちら一時転用の申請ございまして、設定期間が令和4年3月22日から令和7年3月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておまして、議案書27ページ、議案第5号34番が関連案件でございます。

15番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は使用貸借、受託を受けて農作業を行っているが農業経営したく申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。なお、さきの議案書9ページ、議案第3号ナンバー5及び議案書12ページ、ナンバー13並びに次のナンバー18が関連案件でございます。

18番 契約内容は使用貸借、受託を受けて農作業を行っているが農業経営したく申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。なお、議案書9ページ、議案第3号ナンバー5及び議案書12ページ、ナンバー13並びにさきのナンバー17が関連案件でございます。

19番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を弟より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

20番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は、17件でございます。なお、この17件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 3条の説明が終わりました。

これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。なお、前回、ナンバー4が保留ということで、今回その耕作されていない農地が改善されたということで、事務局、見てきて改善されたということですね。

○事務局 譲受人が玉村町に所有していた農地を一部駐車場用地として近隣の福祉施設に貸出しを行ってしまっていたため、先月保留とさせていただいたのですけれども、今月玉村町のほうに分筆して、そちらの駐車場の部分の転用の届出になるのですけれども、そちらを提出していただきまして、無事に受理されましたので、違反が解消された次第でございます。

○会長 はい。あと、このナンバー8でしたか、これは営農型の太陽光なのですけれども、また、これは5条で出るのですけれども、今、事務局から1年ということで。この間、聞き取り調査して、どうも、これは今の状況ではとても3年は無理だということで、そんな結果が出まして。また、5条のほうでまたいろいろ事務局から細かい説明、営農計画とかいろいろ出るのですけれども、1年ということで今説明がございました。

どうですか、その件。それ以外に関して、皆さんのほうから何かご質問等ございましたらお願いします。

これとってなければ、許可いたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 駐車場の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございまして、雑種地301平米と一体利用の申請でございします。

2番 自動車販売業を営んでいるが車両置場が不足しているため申請地を車両置場として使用したいという露天車両置場の申請でございします。

3番 相続で取得した申請地を露天駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございします。なお、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー2が関連案件でございします。

4番 営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございします。こちらは一時転用の申請でございまして、令和4年

1月22日から令和5年3月21日までの1年2か月の申請でございます。

5番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地641.73平米、払下げ予定の公衆用道路32.62平米と一体利用の申請でございます。

6番 郵便局用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため建替えを行うに当たり是正したいという郵便局の申請でございまして、宅地19.66平米と一体利用の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第2種中高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては6件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 4条の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして質疑をお受けいたします。

ナンバー4は、先ほど事務局が説明したとおり、設定期間がこういう期間ということで、事務局が今説明いただいたとおりです。

○会長 これは、いつ頃建ったのだらう。

○事務局 はい、いつ頃建ったのかということも調べて、転用の履歴があるかどうかも榛名町役場の時代のものを確認したのですが見つからなかったため、恐らく取ってあるとは思うのですが、今回、是正という形をお願いをさせていただきました。

○会長 郵便局として借りるほうも借りるほうで。まさか、そんな許可を受けていないとは思っていないからね。

○事務局 もともと郵便局時代が旧郵政省の管轄ですので、公共転用に当たる可能性が高いので、恐らくは当時は農地転用の許可が要らずに建てられたのではないかということが、ちょっと推測にはなるのですが、考えられます。そのときに地目の変更をしていただければ問題なかったのかなという案件なのですが、今回、今はもう郵便局を建てるにも、農地に建てるには許可の申請が必要になってしまいますので、一応建替えを機に是正という形で申請のほうをいただいた形でございます。

○会長 はい、分かりました。

ほかに皆さんからご質問等ございますでしょうか。

いいですか。なければ許可相当といたしますけれども。

○全員 異議なし。

○会長 いいですか。続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、

もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 こちらにつきましても、先ほど3条のところでご説明させていただきましたとおり、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を「令和7年3月21日」から「令和5年3月21日」に訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。令和4年3月22日から令和5年3月21日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書10ページ、ナンバー8が関連案件でございます。なお、先ほど3条許可申請についてご審議いただきましたが、3条の地上権設定の許可とこちらの5条の許可の審議は一緒でございます、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくをお願いいたします。

本申請地は、平成30年に営農型発電用地として初めて許可を受けまして、昨年引き続き今回が2回目の更新となります。当初は、柿で営農を行うという計画でございましたが、生育が芳しくなかったことから、令和元年12月に栽培作物をフキに変更いたしました。昨年の更新の際にはフキの収穫が終了しておらず、収量が確定していなかったため、1年間での更新となり、今回の更新の時期を迎えました。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

ホッチキス留めされているほうを右上にして御覧いただければと思います。1枚目は位置図でございます。図面中央の赤色で着色された箇所が申請地でございます。上信電鉄西吉井駅から南西に約750メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央の赤色で着色された箇所が申請地でございます。申請地周辺は、住宅と雑種地、農地が混在する地域でございますが、申請地の北側は農振農用地が広く広がっておりまして、申請地も青地の農振農用地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、南側は公衆用道路、それ以外は農地にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。図面の向きが変わりまし

て、ホッチキス留めされているほうを左上にして御覧ください。今回は更新の申請になりますので、申請地には太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積4.64平米が今回の一時転用の対象でございまして、計画発電量は49.28キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目と次の6枚目が太陽光パネルの図面になっております。営農型発電用のパネルになりますので、高さ3メートルでこのサイズの太陽光パネルが3メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。こちらがフキの作付図となります。申請地には本図面のとおりフキが作付されております。緑色の部分が作付済みの箇所、赤で着色された箇所につきましては作付予定の箇所でございます。今後この部分に作付を行いまして、収量を増やす計画でございます。

1枚おめくりください。こちらのページ以降が営農計画書でございます。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きフキでございます。

次のページを御覧ください。こちらが年間の営農計画でございます。記載のとおり、2月から3月にかけてフキノトウを収穫し、フキは5月から6月頃収穫いたします。また、6月から9月にかけて除草、追肥を行います。2年目以降につきましても同様に行う予定です。

次に、利用する農業機械ですが、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては9年、そのうち本申請地に作付しているフキにつきましては2年の経験がございます。なお、本申請地に作付しているフキについては、JAの職員から指導を受けているとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、フキは直射日光の当たらない半日陰でも育つことから影響がないと思われると伺っております。

支柱につきましては、高さ3メートル、間隔も3メートルであることから作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な単収は記載のとおりであり、こちらは中央卸売市場における群馬県産のフキの平均単収を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。

また、今年度の収量につきましては、フキとフキノトウを合わせて25キロと伺っており、収穫したものは全てJAに出荷しているとのことでございます。なお、この収量を10アール当たりの平均的な単収と比較いたしますと、現状1割に満たない状況ですので、今後、作付面積を増やしたり、土壌改良等を行うことで収量を上げていきたいと考えているとのことでございます。

1枚目おめくりいただきまして、最後のページが現地の写真でございます。こちらの写真は、令和3年11月に撮影した写真でございます。現在はフキノトウが出始めている状況でございます。こちらは、参考までに御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりまして、続きまして調査報告に入ります。今回3班の調査になってお

ります。ということで、調査班長の佐藤勲委員から報告をお願いします。

○3番佐藤委員 事前調査報告をさせていただきます。第3班班長、佐藤勲。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人2名の出席でした。

質問1 作付作物を渋柿からフキに変更したということですが、その理由は何ですか。

回答 渋柿の生育が余り芳しくなく、ある程度成長している苗を植えようとして見ましたが見つかりませんでした。また、渋柿の出荷先が県外のため自分たちでは対応し切れず断念しました。JAに相談したところ、フキであれば比較的育てやすくJAにも出荷できると聞いたので、フキを選定しました。

質問2 申請地南側にはフキが植えられていませんが、これから植える予定ですか。

回答 南側は道が狭く、車を止められないので駐車スペースを確保するため、南側を空けてあります。今後、北側と中央部に新たに苗を植える予定です。

質問3 今回収穫したものは出荷しましたか。

回答 はい、JA碓氷安中に出荷しました。そのうち、ほとんどは小分けにしてJAの直売所へ出荷しました。

質問4 土壌が硬く痩せているようですが、何か対策はしていますか。

回答 昨年アドバイスをいただいた土壌検査を行いました。リン酸が多いという結果が出ましたので、硫酸カリウムとカルシウムをまきました。

質問5 現在作付しているところを含め、一度30センチ程度の深さで土を掘って、硫酸カリウムやカルシウムのほかに堆肥等も一緒に混ぜることで軟らかく質のいい土になっていくと思いますので、そのような方法も試してみてください。

回答 はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議、また皆さんから質疑をお受けいたします。

今、調査報告にあるように、ちょっと土が、土壌が芳しくない。この写真を見ると、さも黒土のいい土に見えるのですけれども、これは写真の撮り方で実際行ってみたら、えらいこれは赤土だったのです。そんなので、調査班の委員さんからいろいろ堆肥だとか、いろいろそういうのを見てくださってアドバイスしたのですけれども、これが植えて2年だけ。植付けして2年でしたか。

○事務局 そうです。最初に植えたのが令和元年12月になりますので、2年と少したったところで。

○会長 2年ということ。

○事務局 はい。

○会長 大体植付けして、普通フキというのはどのぐらいである程度の収量が取れるのでしたっけ。

吉田委員。

○25番吉田委員 私もフキを作っているのですけれども、3月頃植えますと、もうその年の12月にはフキノトウが出ます。もう2年目からでは普通のところと同じような形で出ますし、90センチの間隔で植えていきますと、もう秋には全部張り巡らせてしまって一面がフキになります。だから、もう1年目からフキノトウをそれで収穫、最初からフキノトウも出ますので。

○会長 ところが、そういう思うようにいかないということは……

○25番吉田委員 普通ならそういうふうになるのですけれども。

○会長 はい、これは土壌が悪いのです。ほかに、ここにいろいろお話が聞き取り調査でここへ出てくるのですけれども。アドバイスも。このほかにこういうふうにしたらいいという何かアドバイス、皆さんのほうからありますか。そうすれば本人に伝えておくのですけれども。

これとってなければ。ここで堆肥だとかそういうのを入れてしていくしかない。あとは本人のやる気。やる気がなければ駄目。

○17番加藤委員 すみません。

○会長 はい。

○17番加藤委員 17番、加藤なのですが、こういうふうに更新してやったときに、3年申請を寄こしますよね。大体こうやって事前調査して1年で、そうするとまた来年ですよね。最近、何かこんなようなことが多いと思うのですけれども。これから、こういったケースが続くのかなと思って。そうすると、今度は、来年またもう一年たった時点で、また事前調査をするのか。同じことを繰り返すのかどうか、これはどこかである程度考えなければいけないのではないかと思いますけれども。

○会長 こういう事例が、毎年更新というのが幾つか。だけれども……

○17番加藤委員 でも、私なんかのときもキウイフルーツがありましたけれども、あれも1年ですよ。それで、来年またということになると、だんだんそんなようなケースが。幾ら、いろいろ事前調査して「頑張ってください」、「来年まあ頑張りますよ」みたいな。また同じようなことをやっているわけです。

○会長 口だけでは困るので。

○17番加藤委員 そう。

○会長 きちんと、そこである程度8割ぐらいの収量できちんとやっている方もいますし、もう、こういうふうに収量の何割も取れないというような方もいるし。一番の原因は土壌だと思うのだけれども、その土壌の改善もなかなかしないというのが一番の問題かなとは思っただけけれども。

○17番加藤委員 ですから、こういうふうなことをやっていて、更新のときに、また一回、3年申請が提出され、1年で切ったと。それで、また来年出てくるわけですよ。こういうようなことで繰り返し、繰り返しやっていて本当にいいのだろうかという感じはしますよね。

○会長 そのことについて、今の質問について事務局は。

○事務局 皆さん、それぞれです。現場を見ていただいて、先ほどのお話があったように、今回のフキ、あとは旧高崎にあるタマネギとキウイフルーツですよね。その3点がぱっと浮かぶのかなというところがあるのですけれども、前回、タマネギのときなんかは、もう当然地権者さん、営農者さんですね、一生懸命、一生懸命改善はしていただいているところなのですけれども、余りにもその収量が上がらないというところがあるので、前回の協議したとき、聞き取りしたときには、もういいかげん今回限りだなといったような意見もあったところなのです。事務局としても、農業委員さん、推進委員さん、近隣の農家さんからいろんな意見を聞いて試行錯誤してやっていただいているところは非常にありがたいところはあるのですけれども、それでもやっぱりその8割要件という、許可要件がある以上、一定のところでもし改善が見られなければ不許可にするといった対応もやむなしといった考えではおります。

以上です。

○会長 はい。

それでは、この件に関しては1年。本人もそのつもりでこの間の聞き取り調査のときに、そんなつもりでお分かりになったと思うのですけれども、1年ということによろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、ここで一旦休憩します。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開いたします。

今ナンバー1が済んだから、今度は一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

5番 契約内容は賃貸借、医療技術学部新設に伴い教員及び学生用駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます、前橋市管内の田803平米と一体利用の計画でございます。

6番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、設計施工業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため自宅に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

10番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は使用貸借、祖母の家に居住しているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。宅地36.20平米と一体利用の申請でございます。

13番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

14番 契約内容は売買、結婚を機に高崎に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が関連案件でございます。

15番 契約内容は賃貸借、主要地方道寺尾藤岡線道路改良工事の施工に伴い進入道路の拡幅のため申請地を借り受けて使用したいという仮設道路の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。令和4年2月23日から令和4年6月30日まで、約4か月の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 議案書の説明の前に訂正をお願いいたします。議案書の施設の概要欄の「一般住宅」を「分家住宅」に訂正をお願いいたします。訂正の理由といたしましては、分家住宅ではないと開発許可要件を満たすことができず、開発許可申請は分家住宅で申請されていたため、本申請の目的も分家住宅に訂正となりました。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。宅地192.97平米と一体利用の計画でございます。な

お、申請地の一部が以前より住宅敷地の一部として使用されていたことから始末書が添付されております。

18番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、工場新築に伴い駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。転用済みの田890平米と一体利用の計画でございます。

24番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

28番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅8棟の申請でございます。また、払下げ済みの水路39.61平米と一体利用の申請でございます。

29番 契約内容は売買、水道工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため自宅に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

30番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けてグループホームを建築したいという福祉施設の申請でございます。

31番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅6棟の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

32番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽

光発電設備設置用地の申請でございます。

33番 契約内容は使用貸借、農業用倉庫として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

34番 契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらの案件は一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年3月22日から令和7年3月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請、議案書13ページ、議案第3号14番が関連案件でございます。

35番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、社員への福利厚生のため申請地を買い受けて社宅を建築したいという社宅の申請でございます。

37番 契約内容は贈与、農地法の許可を得ずに庭用地の一部として使用していた申請地が他人の土地であることが判明したため譲り受けて引き続き使用したいという庭用地の申請でございまして、宅地460.31平米と一体利用の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

40番 契約内容は賃貸借、施設の建て替えに伴い従業員用の駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、令和4年3月1日から令和7年2月28日までの3年間でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の伯父より買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました許可取消願、議案書3ページ、議案第1号2番が関連案件でございます。

42番 契約内容は売買、申請地を買い受けてキノコ栽培施設を拡張したいという農業用施設の敷地拡張の申請でございまして、宅地4,846.35平米と一体利用の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は賃貸借、高圧電線の張り替え工事に伴い申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年3月1日から令和4年7月31日までの5か月間でございます。

45番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書6ページ、議案第2号ナンバー3の計画変更申請が関連案件でございます。

47番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては47件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま5条の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。この中で、ナンバー5は、前もあったかな、高崎と安中のでありましたね。こういう市をまたいでの申請ということで、これは知事処分案件ということで許可がそういうことになっております。また、ナンバー17はあれですね、これは農地種別2ですけれども、これは、開発した分家住宅の要件を満たしていれば分家でいいということだよ。

○事務局 はい、そうです。開発のほうも、分家住宅で申請が出ていて、土地も許可見込みということで確認は取れております。

○会長 そういうことですよ。はい。

それでは、皆さん、質疑をお受けいたします。

それでは、皆さんのほうからご意見が出ないので、まず最初に聞きますけれども、このナンバー5、高崎と前橋ということで、両市をまたいでの申請ということで知事処分案件でございますので、許可相当として県知事に進達してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 また、その他の案件について許可相当としてよろしいか再度伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 令和4年度農作業労賃協定標準額について。

令和4年度農作業労賃協定標準額について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 令和4年度農作業労賃協定標準額について。

議案書は33ページでございます。毎年、本市農業委員会では適正な農作業料金の形成を推進するため、農作業労賃協定標準額を定めております。本金額の算定に当たっては、昨年12月2日の事前協議の際にご依頼させていただきまして、このたび取りまとめが完了いたしました。今後は、市ホームページ及び「農家の友」を通じて公表していきたいと考えております。なお、金額につきましては、前年度比10%以上前後するものはなく、全体を通して大きく変動した項目はございませんでした。

また、今年度より新たに追加した「果樹の受粉作業」、こちらについては1時間当たりの請負金額が1,050円となりました。本作業は専門作業であり、特に活用している榛名地域の委員の皆様よりご報告をいただいた金額の平均となっております。

なお、この標準額につきましては、あくまでも参考ということで、実際の金額の設定につきましては、お互いの話し合いによって決めていただく点についてご留意いただければと思います。

以上、令和4年度農作業労賃協定標準額のご説明とさせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○会長 標準額の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんからご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

今回、別にこれとって金額がうんと変わったということはないですね。

○事務局 はい。

○会長 ないですね。どうでしょうか、このような金額で決定してよいか、皆さんお伺いいたしましけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。では、この金額で決定することといたします。

続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課、真下と申します。議案、農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。別紙でお配りしていますA4横の「高崎市農用地利用集積計画」と書かれているものをご用意ください。

それでは、ご説明させていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決

定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和4年2月7日公告予定の農用地利用集積計画となります。

それでは、今回の利用集積計画を説明させていただきますので、用紙を1枚おめくりください。

利用権が設定される土地は、旧榛名地域の3筆、面積は合計で5,800平米です。3筆とも契約期間は2年9か月であり、賃貸借での設定となります。

また、裏面には借受人の営農類型、農機具所有状況が記載されております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま真下主事のほうから説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

今回3筆出されたわけですけれども、今この利用権の今回も賃貸借なのだけれども、この借りる金額がちょっとこんな意見というか、話が出たのです。今、米も過剰米が多くなって取引価格がやはり安いということで、借りる金額をもう少し安くしてもらえたらということで、この借り手の人へ話に行くのに値段を上げるなら話しやすいのだけれども、下げてもらえますかってそういうのちょっと言いづらいということなのだけれども、真下主事、こういうのはあれだよ、こちらの担当課、農林課のほうから、では、貸し手のほうへ値段下げてくださいって、そういう通達はできないよね。

○事務局 「農家の友」で平均賃料というのはお知らせをしているところだと思うのですが、そちらのところでも平均の賃料をお知らせするというところが今メインになっているところだとは思いますが、具体的に賃料を下げてくださいというような通知を発送するのは、あくまでお互いでのお話合いでの賃料の設定になりますので、下げてくださいよというお話はどうしてもできないのですが、「農家の友」等を通じてこのぐらいの賃料が平均ですよというようなお伝えの仕方であれば、できるのではないかなというところでは。

○会長 そうだね。だから、JAのほうでちょっとそういうね。もし、本人がそういうこと言いづらかったら、JAのほうでそういうことをちょっと話してもらえればと、そのように話したのはだけれども、ちょっとそういう声が聞こえてきたので。借りるほうも、値段が下がっているから、なかなか多く、この賃貸借で大きな金額を払えないということで、そのような状況になってきたので、そういう話が出たのだろうけれども、一応頭に置いておいてください。そういう話が、意見が出てきたということ。

それでは、皆さん、どうですか。異議がなければ決定いたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

以上で議案のほうは終わりました、続きまして報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号までです。

それでは、係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用の目的は露天資材置場、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか6件、合計7件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第2種中高層住居専用地域、ほか23件、合計24件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか75件、合計76件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらにつきましては、ナンバー1、2、3番、こちらのほうが先々月の12月の総会におきまして皆さんに許可相当としていただいた案件になりますが、開発許可の遅れから転用許可の許可日のほうがずれ込みましたが、それぞれ令和4年1月4日、3番のほうは令和4年1月17日に許可書が交付となっております。また、4番から81番については先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。こちらのほうは、令和4年1月24日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 続きまして、その他ということで、事務局から何か連絡事項はありますか。

ないですか。

○事務局 はい。

○会長 今日はなしということで、議案、これで終了となるわけです。また、来月、事前協議ができるかできないか。今のコロナの感染状況ではちょっと難しいかなと。また、事務局のほうで案内がありますけれども、よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第20回農業委員会総会を終了いたします。

午後 3時28分 閉会